

中野区交通政策推進協議会の運営に関する取扱要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、中野区交通政策推進協議会条例（令和 4 年中野区条例第 3 1 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、中野区交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、原則として傍聴できるものとし、開催後、当該会議の開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した会議記録を公開するものとする。

（書面による協議会の開催）

第 3 条 中野区交通政策推進協議会条例第 6 条の規定に定めるもののほか、会長が認める場合は、書面による開催ができるものとする。

2 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

3 会議が書面による開催となったときは、前条の規定による会議記録の公開をもって会議を公開したものとする。

（傍聴の許可等）

第 4 条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開始時刻までに中野区交通政策推進協議会傍聴申込書（別記様式第 1 号）により、協議会の事務局（以下「事務局」という。）に対して傍聴の許可について申し込まなければならない。

2 事務局は、あらかじめ会場を勘案し、傍聴者の定員数を設定するものとする。

3 事務局は、第 1 項の規定による申込みがあったときは、前項の

規定により設定した定員数に達するまで、先着順にて傍聴を許可するものとする。

4 前項の規定による傍聴の許可については、傍聴券（別記様式第2号）の交付をもって行うものとし、傍聴券の交付を受けていない者は、会場に入室することができない。

5 前項の規定による傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

（資料の閲覧）

第5条 会議終了後、当該会議の資料を閲覧に供するものとする。ただし、会議を非公開とする場合又は当該資料に中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）第8条各号に該当する情報が含まれる場合は、この限りでない。

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議の開催中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話等を使用しないこと。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会議の支障となる行為を行わな

いこと。

- 2 傍聴者は、会議の会場においては、会長及び事務局の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退出の命令等）

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者
- (2) 異様な^{ふん}扮装をなした者
- (3) 前条の規定に違反する行為を行った者

（傍聴者の退出）

第8条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退出しなければならない。

- (1) 会長が、前条の規定により傍聴を拒否したとき。
- (2) 会長が、前条の規定により傍聴の許可を取り消したとき。
- (3) 会長が、会議を非公開と決定したとき。

- 2 前項第1号及び第2号の規定により退出を命じられた者は、再び会議の会場に入ることはいできない。

（補則）

第9条 会議の運営に関し、この要領に定めのない事項は、会長が定める。